

## 久留米市新しい生活様式対応事業者応援金 申請チェックリスト

「新しい生活様式対応事業者応援金 申請書(兼)承諾書」とともに、以下の書類の添付をご確認の上、お申込みください。

下記の事業者向け支援金・給付金の交付決定を受けている方は、交付決定通知書の写しの提出により、添付書類の省略ができます。口欄にチェックを入れ、該当する欄で添付書類をチェックしてください。

- 久留米市休業要請協力支援金
- 久留米市事業継続給付金・新規創業者事業継続給付金

	添付書類	チェック	継続交付	休業交付
①	・店舗の状況、及び、新型コロナウイルスの感染防止対策の取組が分かる写真 <(1)、(2)の両方とも各1枚> (1)社名や店舗名の入った外景写真 1枚 (2)感染防止対策の取組(内景)の写真 1枚			
②	・代表者の本人確認書類の写し ※住所、氏名、生年月日が分かるもの 【例】運転免許証(住所変更等の記載ある場合は両面)、個人番号カード(オモテ面のみ)など		不要	不要
③	・振込口座が確認できる書類の写し 【例】金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義(か)が確認できる通帳ページなど ※個人事業者は代表者個人、法人は法人名義の口座に限る。		不要	不要
④	・対象店舗を運営していることの公的確認書類の写し(住所が分かるもの) 【例】登記簿謄本、個人事業の開業届出書、各種営業許可証、防火対象物使用開始届出書、風営法許可証など			不要
⑤	・役員名簿(第2号様式) <法人の場合のみ>		不要	不要
⑥	・休業交付、継続交付の場合、交付決定通知書の写し	/		

### 別表(以下のうち、多数の人が集まる来客型の施設(店舗)であること)

分類	対象業種
小売業	無人店舗および無店舗小売業を除く小売業全般(食料品店、衣料品店、靴屋、雑貨屋、寝具屋、酒屋など)
飲食サービス業	各種飲食店(持ち帰りを含む)、料理店、喫茶店、居酒屋、バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブなど
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯業、理美容、浴場業、映画館、スポーツ施設、遊技場など
療術業	あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師、柔道整復師
学術研究、専門・技術サービス業	各種研究所、法律・行政書士事務所、デザイン事務所など
教育、学習支援業	幼稚園、各種学校、学習塾、音楽・スポーツ教室など
不動産、物品賃貸業	不動産取引・賃貸業、各種物品賃貸業など
金融業、保険業	保険代理店など
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業など
その他サービス業	機械等修理業など

### ※以下の施設(業種)は対象外です。

農林漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、郵便業、卸売業、宿泊業、医療、福祉、デリバリー専門店、性風俗関連特殊営業、無人店舗、来客のない無店舗営業、公的機関、政治・経済・文化・労働・宗教等の各種団体